

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
16. 火薬類の製造施設等の保安検査		火薬類取締法 第35条 第1項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> <li>火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類の爆発又は発火の危険がある製造施設（特定施設）又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、定期的に、市長が行う保安検査を受ける必要があります。</li> <li>特定施設又は火薬庫が、法第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合しているか、第28条第1項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものを実施しているかについて確認します。</li> </ul>			
4. 関係条文			
法	施行令	施行規則	市細則
		第44条の2 特定施設の範囲等 第44条の3 指定保安検査機関が行う保安検査の申請等 第44条の5 保安検査の方法	
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
41,000 円		5 日（検査日から）	2 部
8. 告示又は通知			
8. 告示又は通知			
9. 審査する事項			
<p>特定施設又は火薬庫が、法第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合しているか、第28条第1項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものを実施しているかについて検査します。</p>			
<p style="text-align: center;">保安検査</p> <p>-----</p>			
<p>1. 火薬類取締法施行規則 別表第3（製造施設） 2. 火薬類取締法施行規則 別表第4（火薬庫）</p>			